

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜安定供給事業 (数量確保タイプ)のご案内

## 数量確保タイプとは？

定量定価の供給契約を締結した生産者が、契約を遵守するために、市場へ出荷予定のものを契約先に出荷等をした際に要した経費の補てんを受けることができる仕組みです。

## 参加することのメリットは？



- ① 気象条件等で、実需者との契約数量を確保するために市場から調達するなどの対応が必要となっても、その際にかかった費用の一部が補てんされ、経営の安定が図られます。
- ② 事前に価格を取り決めた契約が対象となるので、価格変動によるリスクが軽減されます。
- ③ 契約数量を確保するために余裕のある作付を行う必要がなくなり、その分を他の作物の生産に回すことができます。

- ① 不作時でも、生産者と契約した数量を定価格で確保できるので、安定した仕入れが可能となります。
- ② 不作時の数量確保のための取組が不要となるので、その分、産地開発や産地指導などに集中できます。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

実需者



# I 数量確保タイプの要件等

## 1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目<sup>注1</sup>、特定野菜34品目<sup>注2</sup>

## 2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（**個人・法人**）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

## 5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

## 6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

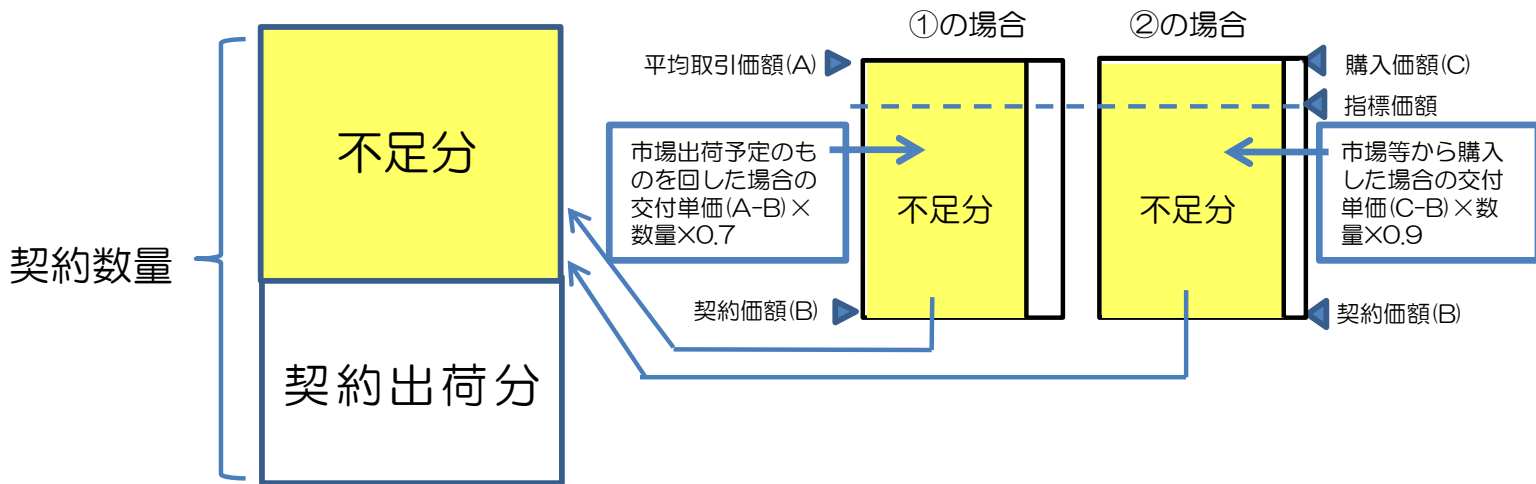
## 知っていますか？

六次産業化法及びスマート農業技術活用促進法の認定者には、数量確保タイプにおいて特例措置が利用できます。

- メリット1：指定産地外の生産者も事業に参加することができます。
- メリット2：都道府県の負担が減少するので、生産者だけの判断で、事業に参加しやすくなります。

## Ⅱ 数量確保タイプの仕組み

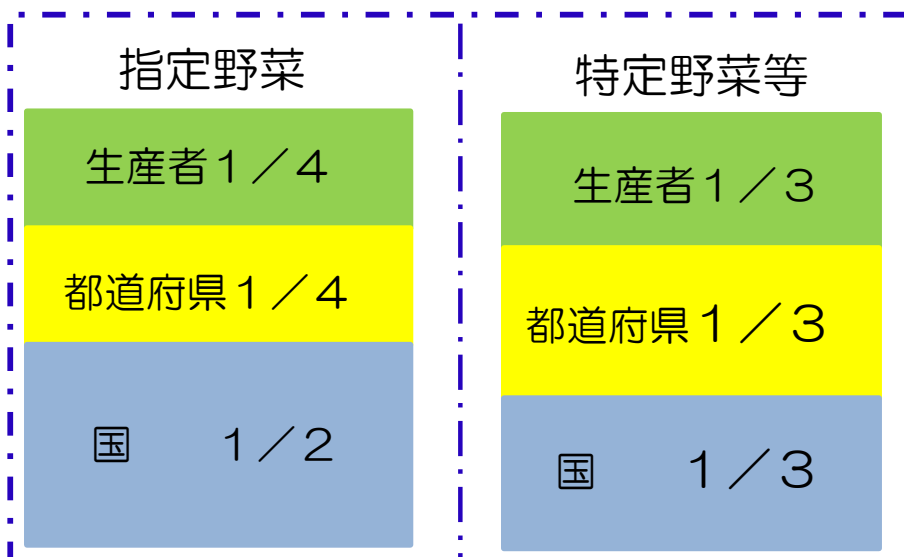
- 平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、
- ① 市場出荷予定のものを契約取引に回した場合は、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の70%が補てんされます。
  - ② 市場等から購入して契約取引に回した場合は、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の90%が補てんされます。



### ※注意事項

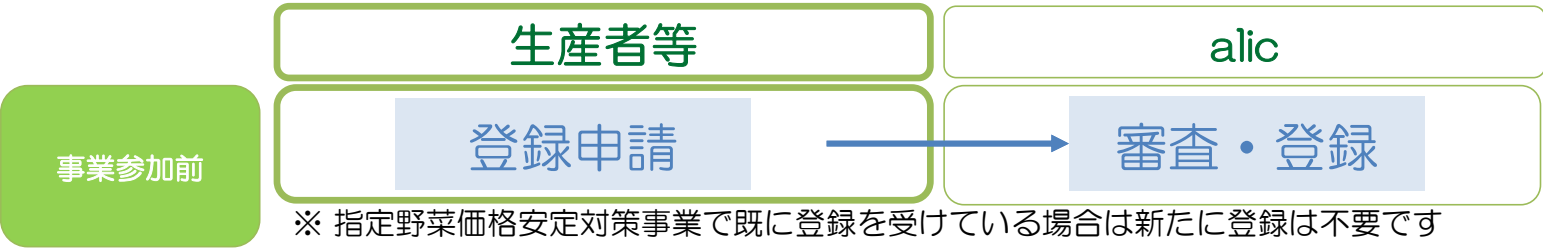
- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の市場価格から算定されます。このため、申込者が契約取引の地域の市場価格が指標価格を上回っても、平均取引価額(A)が指標価額を上回らない場合は、**事業の発動はありません**。
- 交付予約申込数量の上限は、**契約数量の50%が限度**です。
- 面積契約は、**事業の補てん対象外**です。
- 購入する野菜は**国産**に限ります。
- 申込の際は、**①②のどちらかの選択**になります

## Ⅲ 負担金の積立て

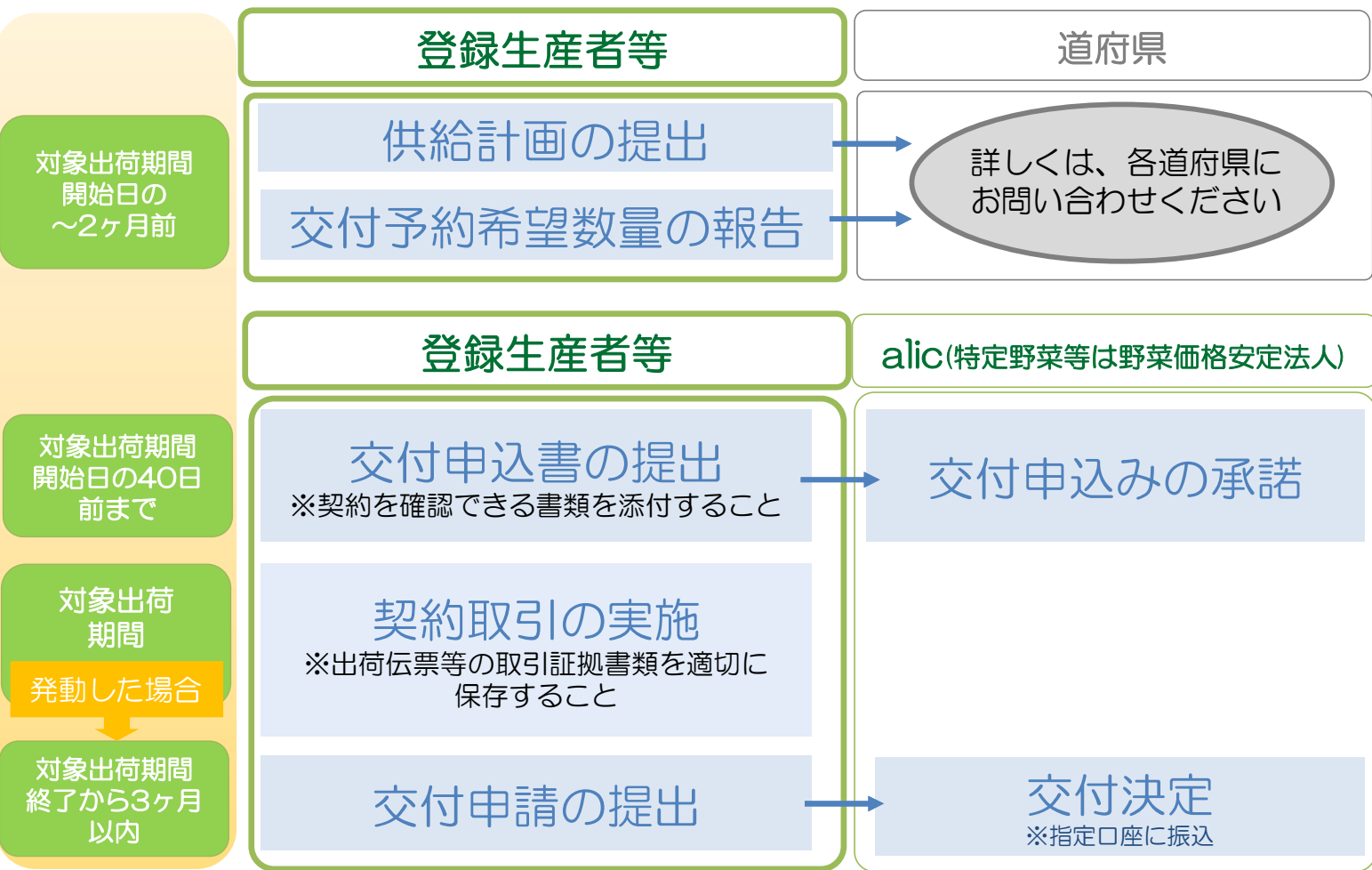


- 生産者は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに**管理**いたします。

# IV 事業の手続きの流れ



○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます



○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

**独立行政法人農畜産業振興機構**  
 野菜振興部 契約取引推進課  
 〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル  
 TEL : 03-3583-9818 FAX : 03-3583-9484  
 E-mail : [keiyaku831@alic.go.jp](mailto:keiyaku831@alic.go.jp) (お問合せ専用アドレス)  
 URL : <https://www.alic.go.jp/>